

# 令和4年度和歌山市住宅耐震改修事業補助金(耐震改修)

## 補助申請のご案内(追加募集)



木造住宅編

1. 申請受付期間 **令和4年10月20日(木)~12月9日(金)** (土日祝は除く)

2. 補助金額 **次の①+② (最大116万6千円)**

①「耐震改修工事費」の**5分の2 (上限50万円、千円未満切捨て)** (注1)

②「耐震補強設計費※+耐震改修工事費」- ① (**上限66万6千円、千円未満切捨て**) (注2)  
※補助対象事業に耐震補強設計を含む場合

(注1) 平成29年度以前に設計に対して補助金の交付を受けている場合は、「耐震改修工事費」の11.5パーセント(上限41万9千円、千円未満切捨て)となります。また長屋及び共同住宅の場合は別途床面積による補助限度額(3万4千円/㎡)があります。

(注2) 平成29年度以前に設計に対して補助金の交付を受けている場合は、「耐震改修工事費」の3分の2(上限60万円、千円未満切捨て)となります。

3. 予定戸数 **10戸程度(新・旧・非木造あわせて10戸程度。先着順となります。)**

4. 補助対象事業 次の①又は②が対象事業となります。

① **耐震補強設計+耐震改修工事**

② **耐震改修工事**

5. 申請の条件 次のすべてを満たす必要があります。

- ① 市の無料耐震診断の結果、上部構造評点が**1.0未満と判定された木造住宅**(戸建て、長屋又は共同住宅で住居部分の面積が延べ床面積の1/2を超えているもの)であること。
- ② 申請者が対象の**住宅を所有、居住又は居住する予定である**こと。(所有の場合は、対象住宅に居住者又は居住予定者がいる場合に限る。ただし、「マイホーム借上げ制度(JTI)」に申込みを行っている場合は別とする。)
- ③ 申請者が**個人であり、市税(市民税・固定資産税等)を完納している**こと。
- ④ 耐震補強設計※と耐震改修工事が**未契約・未着手**の住宅であること。  
(※補助対象事業に耐震補強設計を含める場合)
- ⑤ 申請者又は敷地内の建物が、**過去に同事業による補助金の交付を受けていない**こと。
- ⑥ その他(該当する方)住宅の所有者が「申請者及びその同居親族」以外である場合、改修工事について所有者の同意を得ていること。(貸家、長屋及び共同住宅は、全住戸の居住者の同意)
- ⑦ **平成12年6月以降に増築工事を行っている住宅は対象にならない場合があります。**

6. 補助の条件 次のすべてを満たす必要があります。

- ① 「木造住宅の耐震診断と補強方法(日本建築防災協会発行)」に基づき、裏面に記載の「**一般型補強**」又は「**避難重視型補強※**」のいずれかの耐震改修工事を実施すること。  
(※**避難重視型補強は昭和56年5月以前に建築された木造住宅が補助対象です。**)
- ② 耐震補強設計について、**(一社)和歌山県建築士会等の設計審査を受け適合させる、又は適合させている**こと。
- ③ 耐震補強設計※と耐震改修工事について、**申請者が市の交付決定通知後に契約・着手し、事業終了後30日以内かつ令和5年2月10日までに工事完了の報告を**すること。(※補助対象事業に耐震補強設計を含める場合)

7. 提出書類 次の書類を和歌山市住宅政策課窓口まで提出して下さい。

- ① 補助金等交付申請書（耐震改修） …様式があります。
- ② 耐震改修事業計画及び収支予算書（耐震改修・建替） …様式があります。
- ③ 市が実施した無料耐震診断の「耐震診断報告書」の建物概要と総合評価のページの写し  
（平成18年度以前に診断を受けた方は「耐震診断報告書」の第一面の写し）
- ④ 市税の完納証明書（市税が非課税の場合は非課税証明書）（市役所2階 税証明交付窓口等にて発行）
- ⑤ 設計費の見積書（※補助対象事業に耐震補強設計を含める場合）  
注）見積もりは「設計費一式」とせず、内訳を記載してください。（現地調査費、図面作成費、耐震診断（補強計算等）報告書作成費、諸経費等）
- ⑥ 工事費の見積書
- ⑦ 付近見取図
- ⑧ 口座振替申出書及び振込先口座の確認ができるもの（預金通帳のコピー等）
- ⑨ その他必要書類（該当する方）  
\* 「5. 申請の条件②又は⑥」に該当する場合は、関係者からの同意書  
\* 改修後に居住する予定（現住所が改修予定の住宅と異なる）の場合は、改修後の居住予定を記入

8. その他

- ① 耐震改修は、建築士が責任を持って設計・監理をし、計画どおり適切に工事が完了したことを確認していただく必要があります。
- ② 「一般型補強」の改修を行った場合の税制優遇措置（「所得税の控除」及び「固定資産税の減額」）の詳細については、所得税については税務署、固定資産税については和歌山市資産税課までお問合せください。
- ③ 代理受領制度がご利用いただけます。代理受領制度とは、補助申請者からの委託を受けた耐震事業者が補助申請者にかわって補助金の請求及び受領を行うことができる制度です。詳しくは、住宅政策課までお問い合わせください。

## 耐震補強レベルについて

	一般型補強	避難重視型補強 （昭和56年5月以前の木造住宅のみ）						
補強レベル要件	診断の結果、評点が1.0未満を <b>1.0以上</b> にして、かつ <b>地盤及び基礎の安全が確認された</b> 補強 0.7                      1.0 <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td>倒壊する可能性が高い</td> <td>倒壊する可能性がある</td> <td>一応倒壊しない</td> </tr> </table>	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	診断の結果、評点が0.7未満を <b>0.7以上1.0未満</b> にして、かつ <b>地盤及び基礎の安全が確認された</b> 補強 0.7                      1.0 <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td>倒壊する可能性が高い</td> <td>倒壊する可能性がある</td> <td>一応倒壊しない</td> </tr> </table>	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない
倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない						
倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない						
前提条件	震度6強から7程度の地震時を想定 震度は、土地の状況により異なる （軟弱地盤では、揺れは大きくなる）	同左						
耐震性評価	「倒壊する可能性が高い」または「倒壊する可能性がある」状態から「 <b>一応倒壊しない</b> 」状態に向上	「倒壊する可能性が高い」状態から「 <b>倒壊する可能性がある</b> 」状態に改善						

注）木造住宅の耐震改修工事は、大地震での倒壊の可能性を少しでも小さくするための工事であり、耐震改修工事を行えば、倒壊する可能性が完全に無くなるものではありません。ただし、耐震改修の補強レベルを上げるほど、倒壊する可能性は低くなります。

**※この補助制度を利用した耐震改修と同時に行うリフォーム工事についても別途補助制度があります。**

**（昭和56年5月以前に建築された住宅が対象）**



連絡先 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市 住宅政策課 住宅耐震班（本庁舎8階）  
TEL 073-435-1099 FAX 073-435-1277